

## 2018年12月議会 学童保育・指定管理反対討論

2018.12.14

10番 松本ひろかずです。

議案104号 指定管理者の指定について（春日部市放課後児童クラブAブロック）について、日本共産党議員団を代表して、反対の立場から討論を行います。

春日部市の放課後児童クラブ・学童保育は、51年前の1967年（昭42）年に武里団地において、「共同保育の会」が発足し、保護者の自主運営によりスタートしました。集会所などを転々としながら、保護者が協力し合って運営し、市への要望活動がすすめられました。

保護者の熱心な運動により、1972年（昭47）に、大畑小の敷地の一角にプレハブが建てられ、市内で初めての公設民営の「めだかクラブ」がつけられました。

翌年の1973年（昭和48）には、備後・武里地域に「公設民営」の「どんぐりクラブ」がつけられ、埼玉県は単独で20人以上のクラブに対して補助を開始しました。

1975年（昭50）には、藤塚地域に、公設民営の「風の子クラブ」、1977年（昭52）には、豊春地域に民設民営の「つくしクラブ」、1978年（昭53）には、正善・備後地域に民設民営の「ひまわりクラブ」、が結成され、市は、市の単独補助として1～3年生の40人を超える施設にあたっては指導員補助3人分を支給する「都市児童健全育成事業」を開始しました。同時に母子家庭に対する補助も行われるようになりました。

その後も、学童クラブは市内各地に結成され、1979年（昭54）には、緑地域に「仲よくらぶ」、八木崎地域に「たんぼぼクラブ」、幸松地域に「まつぼっくりクラブ」がつけられ、家賃補助が開始されました。

その後も毎年のように、市内各地に結成され、粕壁地域に「杉の子クラブ」、上沖地域に「モミの木クラブ」、谷中・沼端地域に「竹の子クラブ」、立野地域に「コスモスクラブ、豊野地域に「青空クラブ」、牛島地域に「わんぱくクラブ」、内牧地域に「どろんこクラブ」、小淵地域に「あすなろクラブ」と、1991年（平3）まで続き、春日部地域全域に、保護者の自主運営による学童クラブがつけられました。

1991年（平3）には、学童保育の全国的な運動により児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業がスタートし、1998年（平10）、市内全小学校敷地内に公設公営の放課後児童クラブが設置され、福祉公社の管理運営となりました。庄和地域では、児童館で学童保育が行われました。

2005年（平17）に合併により新春日部市が誕生し、翌年の2006年（平18）に、春日部地域の18クラブに初めて指定管理者制度導入され、市福祉公社に随意指定し、2年7ヶ月間の管理運営が行われました。

2008年（平20）、庄和地域の児童館内の2施設が閉室され、中野小、桜川小、川辺小の3校に学童クラブが新設されました。

この年、初の指定先公募により、福祉公社が1年間の指定管理となり、翌年の2009年（平21）4月より社会福祉協議会が、業務を引き継ぐ形で5年間の随意指定され、以後、公募による指定管理を経て今日に至っています。

以上のように、春日部市の学童保育は、自主運営から約50年、市が実施主体となって20年の歴史と伝統、実績があります。春日部市の学童保育は一朝一夕にできあがったものではなく、保護者、指導員をはじめとする市民の切実な運動によってできあがったものです。

この議案は、来年度から5年間、春日部市に縁もゆかりもない大阪市の、営利を目的とした株式会社トライグループに指定管理を指定するというものですが、これは、長年にわたって築き上げられてきた市の学童保育をないがしろにするものです。

学童保育は、何よりも継続性、安定性、専門性が最も求められる事業です。5年ごとの指定管理では、継続性は保たれず、いつ経営不振に陥るかもしれない民間事業者では安定性ははかれず、学習塾専門企業では、学童保育の専門性が歪められることにつながります。

160名の指導員に何ら責任はなく、突然の解雇など許されることではありません。今回の事態は、市と社会福祉協議会の意思疎通がきわめて不十分で、お互いにパートナーと言いながら、しっかりとした連携を怠ったことにより引き起こされた重大な事態です。地方自治体の本務は「福祉の増進」です。学童保育という福祉の根幹にあたる子育て事業を、営利目的の株式会社に指定管理することは、「子育て日本一」を標榜する春日部市のやるべき事ではありません。越谷市のように市が責任をもって運営することこそ、学童保育の目的が達成できます。

学童保育の大切な役割を担っている指導員の確保のためには、年収が最高でも260万円では低すぎます。生活できる待遇の改善が必要です。

子どもたちが、安心して、放課後や土曜日、夏休みなど、豊かな遊びや生活が保障できるよう、市が責任を持って運営することを求め、反対討論とします。

議案第105号、106号も同様の理由により反対します。